|  |
| --- |
| 　　　**〇　△　ビ　ル**　　消防計画　**（建物名を記入）**　統括防火管理〔該当・非該当〕**（該当する方に丸で囲む。）**令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日作成 |
| **第１　目的と適用範囲** |
| 　この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ　**３階の〇△株式会社の**　部分に勤務等し、出入りする全ての者が守らなければならない。**（①当該権原の及ぶ範囲を文章又は平面図で明示。）** |
| **第２　自衛消防隊の編成及び任務等** |
| 　　　　　自衛消防隊長〔　**〇〇 〇〇**〕　**（不在時の代行者も定めておく。）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | 火災発生時の任務 | 警戒宣言等が発せられた場合の任務 |  |
| 通報連絡担当**〇〇 〇〇****〇〇 〇〇** | (1)　非常ベルを鳴らす。(2)　119番に通報する。(3)　到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる。　　　　　　　　　　　　 | 〇　情報収集担当とする。(1)　テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集する。(2)　自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 初期消火担当**〇〇 〇〇****〇〇 〇〇** | (1)　水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。(2)　天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。**(3) 屋内消火栓設備を活用して消火する。** | 〇　点検担当とする。(1)　担当区域の点検を行い、転倒・落下・移動防止等の被害防止措置を実施する。**(2) 危険個所の補強等を行う。**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 避難誘導担当**〇〇 〇〇****〇〇 〇〇** | (1)　避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。(2)　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力を挙げる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 〇　火災発生時の任務と同じ。(1)　警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置に就く。(2)　警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 応急救護担当**〇〇 〇〇****〇〇 〇〇** | **(1) 逃げ遅れ者の救出****(2) 負傷者の応急救護　　(3) 救急隊との連携、情報　　収集****(4) 負傷者の応急救護**　　　　　　　　　　　　　　 | **〇　応急措置担当とする。　　　　(1) 危険個所の補強当を行う。　(2) 避難通路の確保**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| **第３　火災予防上の自主検査** |
| 　火災予防上の自主検査は、別表１・別表２に基づき実施する。 |
|  | 　検査対象 | 検査実施時期 | 検査実施者 | その他必要事項 |  |
| 　別表１ | **毎日終業時** | **〇〇 〇〇** |  |
| 　別表２ | **〇月と〇月** | **〇〇 〇〇** |  |
| 　　　　**（検査実施者は、火元責任者とし、実施日も毎日終業時とするなど頻度、回数等を定め記入する。検査の結果、不備欠陥事項が発見された場合、その改修は、全体についての消防計画に定められている責任範囲により、事業所の管理権原者が行う。）** |
| **第４　従業員等の守るべき事項** |
| 　(1)　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かない。　(2)　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。　(3)　喫煙は、指定された場所で行う。　　**（火災予防のために従業員が守らなければならないことについて定め、周知させるものを記入する。）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| **第５　放火防止対策** |
| 　(1)　建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。　(2)　倉庫、書庫等は施錠する。　(3)　終業時には、必ず施錠する。　**(4) ゴミ類は、収集日の決められた時間前まで出さない。**　**（火元責任者等を組織して放火防止対策を記入する。）**　　　　　　　　　　　　　　　 |
| **第６　防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検** |
| 　(1)　点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を策定し整備する。　(2)　点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、整備し、保存する。　(3)　点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。　**（建物その他の工作物、消防用設備等の法定点検について定める。）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |  | **消火器、自動火災報知設備、避難器具。誘導灯** | 点検時期 | **機器点検****〇月及び〇月****総合点検〇月** |  |
| 点検実施者 | **△〇 消防 防災 設備 会社****電話　000-0000-0000** |
| **第７　地震対策**(1)　防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表１及び別表２で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒・落下・移動防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。(2)　地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。(3)　周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。(4)　地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。　ア　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。　イ　火気使用設備器具の直近にいる　**社員等**　　は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。　ウ　防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。(5)　地震時の活動は、第２の自衛消防隊による活動を原則とする。　ア　自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる　**在館者**　　に適切な指示を行う。　イ　避難に当たっては、身の安全を確保した後　**１階ロビー**　　へ避難させる。　ウ　在館者を広域避難場所（　**〇〇市〇〇第２小学校校庭**　　　）へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。 　**（その他、救出・救護、施設再開時の対策等必要な事項を事業所の実態に合わせて記入する。また、火気使用設備器具の使用再開は、点検を行った後に行う。）**（警戒宣言、津波警報等が発せられた場合における対応措置）　(1)　防火管理者は、警戒宣言、津波警報等が発せられた旨の内容及び　**直ちに営業を中止すること**　を在館者に伝達する。　(2)　防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。 |

|  |
| --- |
| **第８　工事における安全対策** |
| 　(1)　防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。　(2)　防火管理者は、工事に立ち会う。　(3)　工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。　(4)　工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。　**(5)ア　溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。　　　　 イ　塗料などに危険物を使用する場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。　　　　 ウ　資機材の整理整頓を行い、放火防止に努める。**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| **第９　消防機関への連絡、報告** |
| 　(1)　防火管理者の選任（解任）の届出　(2)　消防計画の変更の届出　(3)　防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」　(4)　消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防機関に報告⑩　**特定用途は、１年に１回、非特定用途は、３年に１回**　**（建物所有者が報告をする。）**　　　　　(5)　改装工事時の「工事中の消防計画」　(6)　消火、避難訓練を実施する際の通報　(7)　その他　　**ア　催物の届出**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**イ　火を使用する設備の届出**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**ウ　消防用設備等・特殊消防用設備等の設置の届出**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| **第10　統括防火管理者への報告** |
| 　**全体についての消防計画で定めている統括防火管理者に報告しなければならない事項が発生したちきは、直ちに報告する。（統括防火管理に該当する場合には、記入する。）** |
| **第11　防火管理業務の一部委託**（有・無）**（委託の有無を〇で囲む。）** |
| 　　防火管理に関する業務の一部を別表３のとおり委託する。 |
| **第12　防災教育** |
| 1. 従業員・新入社員等に別紙１・２の「防災の手引き」を配付し、教育を行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施者 | 実施時期 | 内　容　等 |
| 従業員等 | 防火管理者 | **〇**月・**〇**月**必要の都度** | 「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。 |
| 新入社員パート　 | 防火管理者教育担当者等 | 採用時必要の都度 | 「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。 |

 |
| 　(2)　その他　　　**全体についての消防計画に定められているビル全体で実施する防災教育に参加する。**　　**（統括防火管理に該当する場合には、記入する。）**　　　　　　　　　　　　　　 |
| **第13　訓練** |
|  |
|  | 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |  |
| 総合訓練 | 消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練　**ビル全体について実施される総合訓練に参加する。（統括防火管理に該当する場合、例示のように記入する）** | 　**〇 月 頃**　 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練 | 　**〇 月 頃**　**〇 月 頃**　 |
| 　その他　　**・消火訓練、避難訓練は、年２回以上とし、１回は、消火器による放射を実施する。　　　　・訓練を実施する場合には、事前に消防機関に通報する。**　　**（訓練終了後、実施結果について検討し、「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後に反映させるとともに、「防火管理維持台帳」に綴じて訓練を行った日から３年間保管する。）**

|  |
| --- |
| **第14　その他防火管理上必要な事項** |
| 　　**緊急連絡先氏名　〇〇 〇〇　　　電話　000-0000-0000**　　　　　　　　　　　　　　　　**（これら項目以外に必要なことがあれば、記入する）**　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| **第15　避難経路図**　避難経路図**（例）（避難の経路を矢印で明記し、従業員等の見やすい場所に掲示する。）** |

 |

WC

**事務室**

**厨房**

**WC**

**階段**

**階段**

**廊下**

**飲食店**